

告示

埼玉県告示第七百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県本庄県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 下鳥羽地区

次に掲げる土地に存する標柱三号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱三号を結んだ線によって囲まれた区域

| 標柱番号 | 市町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|------|-----|----|-----|-------|
| 三 | 神川町 | 矢納 | 下鳥羽 | 一四五番一 |
| 八 | 同 | 同 | 上鳥羽 | 二七九番 |
| 九 | 同 | 同 | 同 | 二七七番一 |
| 十 | 同 | 同 | 同 | 二七六番一 |
| 十一 | 同 | 同 | 下鳥羽 | 一五二番一 |
| 十二 | 同 | 同 | 同 | 一四四番一 |